

立正中学校・高等学校新入生保護者の皆さまへ

2026年度 学校法人 立正大学学園 公認

スクールライフプラン

〈傷害総合保険〉

スクールライフプランは、学資費用、学生の傷害・病気、家族を含めた法律上の賠償事故等を総合的に補償する保険です。

立正中学校・高等学校生徒のための
充実した補償内容です!



他人に損害を与えた場合

最高

3億円まで補償

自転車条例
対応

ご家族も補償

示談交渉
サービス付き
(国内のみ)



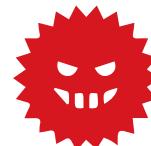
**24時間
365日の補償**



**育英費用・大学卒業までの
学資費用の補償**



**地震によるケガ・
熱中症・食中毒の補償**



特定の感染症の補償

※特定の感染症についてはP.3、あらましをご確認ください。

全員
加入手続き
不要

スクールライフプラン

スクールライフプランは、学校管理下の授業中、部活動中に限らず、登下校中や生徒独自の学校外活動など日常生活全般において偶然な事故によりケガや法律上の損害賠償責任を負った場合でも安心して学校生活に専念できるよう**本校が保険契約者となり在校生全員を補償の対象者として加入している制度です。**

従いまして、**保護者の皆さまの加入手続きおよび保険料の払込み手続きは不要です。**

加入者証は、6月末頃に発送予定です。

加入者証が未着の場合でも補償開始日(2026年4月1日)以降の事故については補償されますのでご安心ください。

※3年間分の保険料は予納金に含まれております。

職種級別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット

保険 金額	育英費用	130万円	
	死亡・後遺障害	30万円	
	入院保険金日額	1,500円	
	通院保険金日額	1,000円	
	個人賠償責任 (国内のみ示談交渉つき)	国内外 3億円	記録情報限度額 500万円
	天災危険の補償	○	
	熱中症の補償	○	
	食中毒の補償	○	
	特定の感染症の補償	○	

※入院中に受けた手術は、入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。

扶養者^{※1}の方に万一のことがあった場合の補償

①ケガによる育英費用の補償

扶養者の方が事故により、死亡・所定の重度後遺障害が生じた場合に保険金額の全額をお支払いします。

お子さま本人の補償

④ケガの補償 (国内外補償)

1日目から補償

24時間365日補償

お子さま本人がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合や、ケガで入院・手術・通院した場合に補償します。



学校でのケガ



日常生活でのケガ



交通事故によるケガ



レジャー・スポーツ中のケガ

入院 180日限度

通院 事故発生の日から1,000日以内の90日限度

・急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象となりません。

●補償例

生徒本人が部活中に転倒し、骨折をした。
2週間入院し、手術も行った。
1年後抜釘手術の為、10日間再入院。退院後、20日間通院した。



入院保険金日額1,500円

J1・H1にご加入の場合

入院保険金 入院日額(1,500円) × 14日(+10日) = 3.6万円

手術保険金 入院日額(1,500円) × 10倍(入院時) = 1.5万円

通院保険金 通院日額(1,000円) × 20日 = 2万円

保険金支払額

7万1千円

※1「扶養者」とはお子さま本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、お子さま本人の生計を支えている方をいいます。(扶養者はあらかじめ指定された1名となります。)

お子さま本人と家族の補償

補償の対象者

被保険者ご本人=お子さま

同居の親族 (父・母・兄弟姉妹・祖父母など)

- お子さままたは同居の親族が未成年者または責任無能力者の場合は、その親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人または責任無能力者を監督する方(本人またはその責任無能力者の親族にかぎります。)が補償の対象者となります。
- 自宅外から通学する方^{※2}は別居のご家族(父母・兄弟姉妹など)は補償されません。

⑥賠償責任の補償

自転車保険義務化条例に対応した補償

国内外問わず日常生活中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。



自転車運転中、他人とぶつかりケガをさせてしまった。^{※3}

- スポーツ中の事故においては、スポーツの性質上、ケガ等の事故の発生が想定されることから、相手への法律上の損害賠償が発生しない場合があります。損害賠償が発生した場合のみお支払いの対象となります。

●補償例

生徒本人が自転車で走行中、歩行者(当時62歳)にぶつかり転倒させてしまった。脳挫傷、頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、裁判の結果9,521万円で和解した。



最近多い事例です!

※神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決

賠償責任保険金 3億円(限度)

全プランにご加入の方の補償事例

個人賠償責任保険金

3億円(限度)

保険金支払額 **9,521万円**

示談交渉サービスをセット

賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

特約

⑨天災危険の補償

地震、噴火またはこれらによる津波により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして通院した。

- 上記事故により扶養者の方が死亡・所定の重度後遺障害が生じた場合には育英費用保険金をお支払いします。

⑪食中毒の補償

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

食中毒になり入院した。

⑩熱中症の補償

日射または熱射により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れて通院した。

⑫特定の感染症の補償

O-157などの特定感染症^{※4}により、後遺障害が生じた場合、入院・通院した場合に補償します。^{※5}

- 詳細は、※4をご確認ください

※2 自宅外から通学する方は賃貸借契約を結んだマンション・アパートなどに住み、そこから学校に通学する生徒をいいます。

※3 同様の事例でも事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

※4 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年11月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

※5 新規にご加入いただいた場合、保険期間の初日から10日以内に発症した場合を除きます。

スクールライフプラン+(プラス)

中学生：J2プラン・J3プラン 高校生：H2プラン・H3プラン

任意加入

スクールライフプラン+(プラス)は、より充実した補償をご希望の方におすすめするプランとなります。

扶養者^{※1}の方に万一のことがあった場合の補償

大学卒業までの授業料の補償

全てのプラン対象

②学資費用(ケガ)

扶養者の方がケガにより、死亡・所定の重度後遺障害が生じ、授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

●補償例

中学1年生の冬に、扶養者である父親が突然の病気でなくなったため、お子さま本人が中学2年生から大学卒業まで9年間の授業料を学校に支払った。



疾病学資費用保険金 1年につき70万円(限度)

J2・J3・H2・H3プラン にご加入の場合

中学2・3年生時	70万円×2年間=140万円
高校1~3年生時	70万円×3年間=210万円
大学1~4年生時	70万円×4年間=280万円

保険金支払額 630万円^{※2}

③疾病学資費用(病気)

扶養者の方が、病気により亡くなり、授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

- 保険期間開始前に発病していた病気を原因とするものについては補償の対象となりません。

お子さま本人の補償

ケガ・病気の上乗せ補償

J2・H2プランにご加入の方のみ対象

お子さまの中学・高校在学期間中のケガや病気による入院・手術・通院と退院後の通院についても、全員加入のスクールライフプランに上乗せすることで、より充実した補償になります。

④ケガの補償(国内外補償)

1日目から補償

24時間365日補償

お子さま本人がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合や、ケガで入院・手術・通院した場合に補償します。



学校でのケガ



日常生活でのケガ



交通事故によるケガ



レジャー・スポーツ中のケガ

入院 180日限度

通院 事故発生の日から1,000日以内の90日限度

- 急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象となりません。

⑤病気の補償(国内外補償)

お子さま本人が病気により、入院・手術した場合や、継続して4日を超えて入院した場合の退院後の通院について補償します。

入院	180日限度
通院	4日を超えた入院の退院後の通院で90日限度

- 補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、保険期間開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

※1 「扶養者」とはお子さま本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、お子さま本人の生計を支えている方をいいます。(扶養者はあらかじめ指定された1名となります。)

※2 保険金のご請求手続きには、学校に納付された授業料等の領収証のご提出が必要となります。

全員加入で手続き不要のスクールライフプランに上乗せ
補償のスクールライフプラン+(プラス)を皆さまのニーズ
に合わせてお選びください。ご加入をご希望の方は、**二次元
コードよりアクセスしてお申込みの手続き**をお願いします。
詳しい手続き方法はP.11をご覧ください。

お申込締切日

2026年3月31日(火)

スマートフォン・タブレットで
簡単申込!



お子さま本人の補償の手続き

⑦携行品損害 (国内外補償)

J2・H2プランにご加入の方のみ対象

お子さま本人の身の回り品が居住する建物外において
盗まれたり、偶然な事故で破損した場合に補償されます。

(自己負担額: 3千円)

- お子さま本人のノートパソコンやタブレット端末^(注)を落として破損させてしまった。
- 旅行中に誤ってカメラを落として壊してしまった。



(注)携帯電話・スマートフォン等は補償の対象になりません。

⑧弁護士費用の補償「弁護のちから」 (国内のみ補償)

全てのプラン対象

お子さまが、学校生活や日常生活において
人格権侵害や被害事故による**法的トラブル**
にあった際の弁護士費用を補償します。

人格権侵害*

トラブルの 被害者

被保険者ご本人
=お子さま

- お子さまの成人後も補償の対象となります。

※人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象なりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

※詳しくはP.6をご覧ください。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

特約

⑨天災危険の補償

地震、噴火またはこれらによる津波により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして通院した。

- 上記事故により扶養者の方が死亡・重度後遺障害が生じた場合には育英費用保険金・学資費用保険金(H2・H3・J2・J3プランにご加入の方のみ)をお支払いします。

⑩熱中症の補償

日射または熱射により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れて通院した。

⑪食中毒の補償

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

食中毒になり入院した。

⑫特定の感染症の補償

O-157などの特定感染症^{※3}により、後遺障害が生じた場合、入院・通院した場合に補償します。^{※4}

- 詳細は、※3をご確認ください

※3 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
2025年11月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

※4 新規にご加入いただいた場合、保険期間の初日から10日以内に発症した場合を除きます。

2つの保険金で気になる費用を補償

1.弁護士費用保険金 (国内補償*)

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

●保険金額 (保険期間1年間につき) 通算 **100万円** 限度

●お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への
委任にかかった費用

× (100% - **自己負担
割合10%**)

2.法律相談・書類作成費用保険金 (国内補償*)

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

●保険金額 (保険期間1年間につき) 通算 **10万円** 限度

●お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用

- **自己負担額(免責金額)
1,000円**

*日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

●お支払事例(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。



弁護士等への委任にかかった費用

50万円 (着手金15万円、報酬金35万円)

弁護士費用保険金のお支払い額

$50万円 \times (100\% - 10\% \text{ (自己負担割合)}) = \text{45万円}$

+

法律相談・書類作成にかかった費用

1万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額

$1万円 - 1,000円 \text{ (自己負担額)} = \text{9,000円}$

合計45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して
法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が
身近にいなくても安心!

「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ 相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

*本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。※ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることができますのでご了承ください。

※ご利用は日本国内からにかぎります。※本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

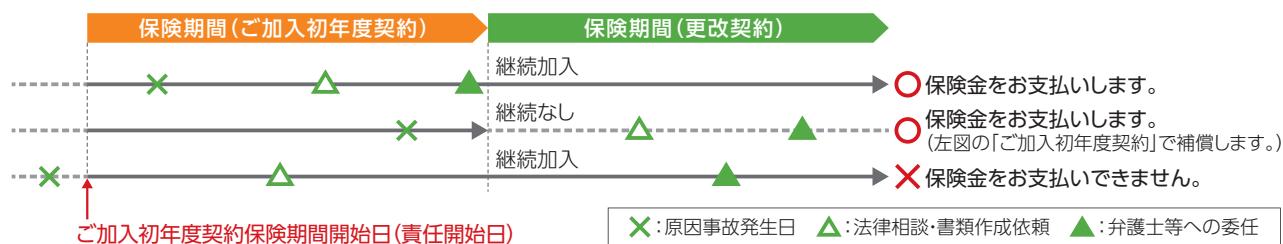
※「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



Q&A よくあるお問い合わせ

全員加入

共通

全員加入

Q1 スクールライフプランの加入手続方法がわかりません。

A スクールライフプランは、学校が保険契約者となり在校生全員を補償の対象者として加入している制度です。保護者の皆さまの加入手続きおよび保険料の払込み手続きは不要です。

Q2 加入者証はいつ頃届きますか?

A 6月末頃に発送予定です。加入者証が未着の場合でも補償開始日(2026年4月1日)以降の事故については補償されますのでご安心ください。

Q3 個人賠償責任補償は、生徒(被保険者)本人以外も補償されますか?

A 補償されます。

生徒(被保険者)ご本人と同居の親族(父・母・兄弟姉妹・祖父母など)の方も補償の対象となります。

共通

任意加入

任意加入

Q4 扶養者(育英費用・学資費用)は父母以外でもいいですか?

A 生徒(被保険者)の親権者で、生活費・学業費用を負担し、生徒(被保険者)ご本人の生計を支えている方を扶養者とします。

Q5 学資費用保険金の支払い対象となる高校・大学進学先には専門学校も含まれますか?

A 学校教育法に定める下記のア～エに該当する学校が対象となります。
ア. 高等学校(高等専門学校を含みます。)
イ. 大学(大学院および短期大学を含みます。)
ウ. 特別支援学校の高等部
エ. 専修学校および各種学校

お子さま一人ひとりに違った夢、到達したい目標があります。お子さまの進路を応援する制度となっていますのでご安心ください。

Q6 スクールライフプラン+(プラス)の加入は強制ですか?

A 強制ではありません。より充実した補償をご希望の方が加入する制度です。

学資費用の補償は、大学卒業まで(通常は中学・高校卒業まで)となっており、立正大学付属中学・高校ならではの補償となっておりますので是非ご検討ください。

任意加入

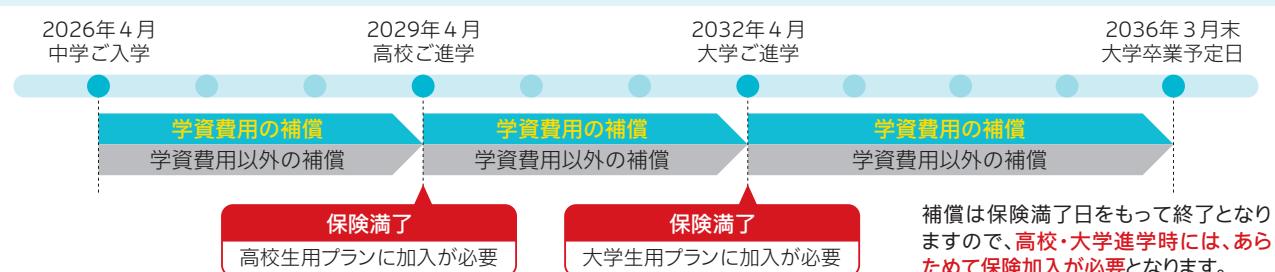
Q7 学資費用保険金の支払対象期間は、中学生の場合、10年間とのことですですが高校・大学進学時にあらためて保険加入は必要でしょうか?

A 保険再加入の必要性は、学資費用保険金のお支払対象となる事由が

①発生しなかった場合と②発生した場合で異なります。
①事由が発生しなかった場合▶あらためて保険加入が必要
②事由が発生した場合▶保険加入は不要(ただし学資費用の補償のみ)

以下に「中学1年生がJ2プランに加入された場合」を例として、ご説明します。

① 中学・高校在学期間中、扶養者に学資費用保険金のお支払い対象となる事由が発生しなかった場合



② 中学1年生の時に扶養者が突然の病気や事故により亡くなられた場合(お支払い対象となる事由が発生した場合)



学資費用保険金のお支払いは、2036年3月末(大学卒業予定日)まで継続されますが、学資費用以外の補償は中学卒業時に満了となります。
学資費用以外の補償が必要な場合は、あらためて保険加入が必要となります。

保険期間と保険金額・保険料

保険期間	保険開始日	保険満了日
3年	2026年4月1日 午前0時から	2029年4月1日 午後4時まで

団体割引20%適用／全プラン共通でセットされる特約：職種級別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット

全員加入 手続き不要 スクールライフプラン

補償内容		左記補償に含まれる特約	J1プラン(中学生) H1プラン(高校生)
扶養者の方に 万一のことが あった場合の補償	① 育英費用(ケガ)	⑦ 天災危険の補償 (天災危険補償特約)	130万円
	② 学資費用(ケガ)		—
	③ 疾病学資費用(病気)		—
お子さま本人の ケガの補償	死亡・後遺障害	⑦ 天災危険の補償 (天災危険補償特約) ⑧ 熱中症の補償 (熱中症危険補償特約) ⑨ 食中毒の補償 (細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約) ⑩ 特定の感染症の補償 (特定感染症危険補償特約) *死亡・手術保険金は対象外	30万円
	入院保険金日額		1,500円
	手術		〈入院中の手術〉 入院保険金日額の10倍 〈外来の手術〉 入院保険金日額の5倍
	通院保険金日額		1,000円
お子さま本人の 病気の補償	疾病入院保険金日額	—	—
	疾病手術		—
	疾病退院後 通院保険金日額		—
お子さま本人と 家族の補償	個人賠償責任 示談交渉サービス付き (日本国内のみ)	—	3億円

・「—」は補償されませんのでご注意ください。

・保険料は被保険者(保険の対象となる方:お子さま本人)の職種級別によって異なります。記載の保険料は職種級別A級(学生など)の保険料です。お子さまが事務職、営業職、販売職など(職種級別A級)のアルバイトや職業に従事される場合も同じ保険料です。ただし、お子さまが職種級別B級^(注)のアルバイトや職業に従事される場合は保険料が異なりますので、パンフレット記載の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注)職種級別B級…農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(助手を含みます)、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者など(告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください)。

・「学資費用(ケガ)」と「疾病学資費用(病気)」による学業費用は、保険年度ごとに合計して、学資費用保険金額を限度とします。

・保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2025年11月現在)

・個人賠償責任の補償の被保険者(保険の対象となる方)の範囲につきましては、傷害総合保険のあらまし以降をご覧ください。

全員加入で手続き不要のスクールライフプランに上乗せ
補償のスクールライフプラン+(プラス)を皆さまのニーズ
に合わせてお選びください。ご加入をご希望の方は、**二次元
コードよりアクセスしてお申込みの手続き**をお願いします。
詳しい手続き方法はP.11をご覧ください。

2026年3月31日(火)

スマートフォン・タブレットで
簡単申込!

お申込締切日



任意加入 スクールライフプラン+(プラス)

おすすめのプランです!

補償内容		J2プラン (中学生) H2プラン (高校生)	J3プラン(中学生) H3プラン(高校生)
扶養者の方に 万一のことが あった場合の 補償	① 育英費用(ケガ)	—	
	② 学資費用(ケガ)	大学ご卒業まで1年につき 70万円(限度) (支払対象期間:中学生10年間、高校生7年間)	
	③ 疾病学資費用(病気)	10年間で 最大 700万円	
お子さま 本人の ケガの補償	死亡・後遺障害	20万円	—
	入院保険金日額	1,500円	—
	④ 手術	〈入院中の手術〉入院保険金日額の10倍 〈外来の手術〉入院保険金日額の5倍	—
	通院保険金日額	1,000円	—
お子さま 本人の 病気の補償	疾病入院保険金日額	3,000円	—
	⑤ 疾病手術	〈入院中の手術〉疾病入院保険金日額の10倍 〈外来の手術〉疾病入院保険金日額の5倍	—
	疾病退院後 通院保険金日額	2,000円	—
お子さま 本人と 家族の補償	個人賠償責任 ⑥ 示談交渉サービス付き (日本国内のみ)	—	—
お子さま 本人の補償	⑦ 携行品損害	10万円 (自己負担額:3千円)	—
	⑧ 弁護士費用の補償	弁護士費用保険金(自己負担割合10%) 通算100万円限度(1年につき) 法律相談・書類作成費用保険金(自己負担額1,000円) 通算10万円限度(1年につき)	—
中学1年生 3年間一時払払込金額*		J2プラン (中学生)	J3プラン(中学生)
		63,140円	45,400円
高校1年生 3年間一時払払込金額*		H2プラン (高校生)	H3プラン(高校生)
		51,350円	33,610円

中学3年間・高校
3年間の間に扶養
者の方に万が一の
ことがあった場合、
大学ご卒業まで
補償されます。

中学3年間・高校
3年間^{在学中}の
補償です。
**卒業と共に、補
償は終了**いたし
ます。

※お支払い金額は制度運営費500円を含みます。制度運営費とは、この制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。
(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「立正中学校・高等学校スクールライフプラン・スクールライフプラン+(プラス)(傷害総合保険)のあらまし
(契約概要のご説明)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

万一、事故にあわれたら

事故のご連絡について

●事故にあわれたときは、**早急にお近くの損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。**

損保ジャパン事故サポートセンター

0120-727-110

受付時間
**24時間
365日**

●事故の発生の日から**30日以内**にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。

●あらかじめ**損保ジャパンとご相談されず賠償金を支払われた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります**のでご注意ください。

LINEで

事故のご連絡が可能です！

STEP
1

下記の二次元コードを読み取って、
当社公式アカウントの友だち追加
を行ってください。



STEP
2

公式アカウントメニュー内の「**チャット受付**」をタップし、自動応答に沿って事故情報を入力してください。



STEP
3

事故連絡完了後、**担当者からの連絡をお待ちください。**



※受付内容によっては、お電話や書類のやりとりをお願いする場合がございますので、ご了承ください。

保険金のご請求について



事故が
起きたら

1

早急にご連絡を
(30日以内)



電話連絡を
してください

2

無料 24時間365日
事故受付サービス
事故サポートセンター
0120-727-110



請求書を
提出

3

保険金請求書類が
送付されますので、
できるだけ早く書類を
ご返送ください。

4



保険金が
支払われます

銀行振込みで
お支払いします。

LINEで

保険金のご請求が可能です！

書類不要！

保険金請求フォームサービス

STEP
1

LINEでの事故連絡後、**保険金請求フォーム**が自動送信されますので、「**入力する**」をタップしてください。

※担当者から送信する場合もあります。



STEP
2

保険金請求フォームでは、損害物の画像や修理見積り、入通院情報を**簡単に入力**することができます。



STEP
3

送信いただいた内容より、**保険金お支払額を算定**し、チャット上で**回答**いたします。



※「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

※受付内容によっては、お電話や書類のやりとりをお願いする場合がございますので、ご了承ください。

ご加入手続きについて

任意加入の上乗せ補償「スクールライフプラン+(プラス)」をお選びいただいた方が対象です。

任意加入 中学生：J2プラン・J3プラン 高校生：H2プラン・H3プラン

あらかじめ、ご加入するタイプをP. 7からお選びいただいておくとスムーズです。

スマートフォン・タブレット・
パソコンから簡単に申込できます!

振込
手数料
なし

①お申し込みのお手続き



スマートフォン・タブレット
からの場合

こちらの
二次元コードより
アクセス!!



※標準カメラからの二次元
コードスキャンが便利です。



パソコンからの場合

<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/rissho1>

※必ずアドレスバーにURLを入力してください。

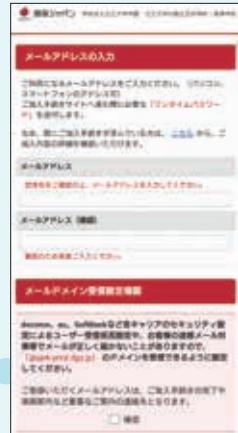
ここに入力



大切なご案内はご登録いただいたメールアドレスに送信
させていただきますので、必ずご確認ください。

「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。お客様の迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

●ご登録画面



②お支払い



お申込のお手続きをいただくと、
ご入力いただいた住所に1週間ほどで払込票が届きます。

※お支払い期限がございます。期日までにお支払いいただけなかった場合、
失効となりますので、ご注意ください。



お近くのコンビニやスマホ決済アプリを利用して所定の保険料を払込ください。
保険料の払込にて、お手続きは完了となります。

●払込票



Pay払いなら、時間・場所を選ばずに
ご利用が可能です!!

払込票のバーコードを読み取って、
自宅や職場で簡単にお支払いできます!

ご利用いただけるスマホ
決済アプリはこれら!



au PAY FamiPay

※決済の利用上限
金額は各事業社
のHPをご確認
ください。

掛金が30万円を超えるプランにご加入の場合は、郵便局のみでのお支払いとなります。

③払込後は



お支払い手続き完了メールが登録したメール
アドレスに数日以内に届きます。

加入者証はメールが到着後、加入者専用サイト
からいつでも確認できます。

加入者証は、6月末頃に発送予定です。

加入者専用サイト <https://sjnk-pmd.dga.jp/participation>



アクセス推奨環境について ※古いバージョンのOSおよびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

スマートフォン・タブレット iPhone/iPad OS:iOS11以降 ブラウザ:Safari Android OS:Android 6.0以降 ブラウザ:Chrome

※iPhone/iPadのブラウザについて:ブラウザのバージョンはiPadでは確認できませんが、通常はOSのソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。

パソコン Windows OS:Windows10以降 ブラウザ:Edge/Chrome/Firefox Mac OS:Mac OS Sierra 10.12 ブラウザ:safari/Chrome

立正中学校・高等学校スクールライフプランにご加入いただくと 各種無料電話相談サービスがご利用いただけます！

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

傷害総合保険付帯サービス

- 1 健康・医療相談サービス
- 2 介護関連相談サービス
- 3 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 4 医療機関情報提供サービス
- 5 専門医相談サービス(予約制)
- 6 法律・税務・年金相談サービス(予約制)
※一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- 7 メンタルヘルス相談サービス
- 8 メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス
- 9 こどものお悩みほっとライン

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

(注6)1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数

制限をお伝えする場合があります。

(注7)応対者の指名はできません。

(注8)ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。

(注9)相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

(注10)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

- ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご縛結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ・このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡しております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・J2・J3・H2・H3プランにご加入の方は、加入者証は払込後WEB画面でいつでも確認できます。全ての加入者の方には6月末頃に発送予定です。

補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口

お問い合わせ先

【取扱代理店】

立正エンタープライズ株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎4-2-52

TEL: **03-3492-2681** FAX: **03-5487-3338**

<受付時間> 平日の午前10時から午後5時まで

万一の事故のとき! 事故受付対応窓口(保険金請求はこちら)

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
※LINEで事故のご連絡と保険金のご請求も可能です。詳細はP.10をご確認ください。

事故サポートセンター

0120-727-110

24時間・
365日
事故受付

【引受保険会社】 **損害保険ジャパン株式会社** 南東京支店 法人支社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル TEL:03-3349-6047

<受付時間> 平日の午前9時から午後5時まで